

千葉県子ども食堂物価高騰対策支援給付金支給要綱

令和5年8月31日制定 (児第1429号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格の高騰の影響を受けながらも、生活困窮者等の支援に取り組んでいる子ども食堂の運営団体等の活動を支援するため、千葉県が予算の範囲内で「千葉県子ども食堂物価高騰対策支援給付金」(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における「子ども食堂」とは、子どもたちに対し、無料又は低額(実費相当額)で栄養のある食事を提供(弁当や配食による提供を含む)し、子どもと地域をつなげるボランティア活動をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、千葉県内で子ども食堂の活動を行う団体又は個人のうち、次に掲げるいずれかの事項に該当する者とする。

- (1) 食品衛生法上の営業許可を取得又は保健所へ届出を行っている、もしくは、定期的に保健所等へ相談するなど、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守し、衛生管理を適切に行っている者。
 - (2) 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店等から食事の提供を受ける者。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履

行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(支給要件)

第4条 給付金の支給は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- (1) 申請時点において、前月から起算して過去6か月の間、子ども食堂として概ね月1回の活動実績があること。
- (2) 子ども食堂の運営にあたっては、責任者を配置し、安全に配慮して開催すること。
- (3) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底すること。また、参加する子どもの食物アレルギーの有無を確認する等、食物アレルギーを原因とした事故等の発生防止に努めること。
- (4) 給付金の支給申請後も子ども食堂の活動を予定していること。
- (5) 子ども食堂に係る活動においては、営利活動や宗教的活動、政治的活動を行わないこと。

(給付金の支給額)

第5条 給付金の支給額は、申請者1者あたり10万円とする。

2 前項の給付金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(給付金の申請)

第6条 給付金の支給を申請しようとする者は、千葉県子ども食堂物価高騰対策支援給付金支給申請書（請求書）（第1号様式）に、次の(1)から(3)に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

なお、給付金の支給を申請しようとする者が給付金の受領について代理人に委任する場合は、(4)に掲げる書類を併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 千葉県子ども食堂物価高騰対策支援給付金活動計画書（第2号様式）
- (2) 役員等名簿（第3号様式）
- (3) 受取口座の通帳等の写し
- (4) 本人の押印がある委任状（第4号様式）

（給付金支給の決定及び通知）

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、給付金を支給することを決定した場合は、千葉県子ども食堂物価高騰対策支援給付金支給決定通知書（第5号様式）により、給付金を支給しないことを決定した場合は、千葉県子ども食堂物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書（第6号様式）により、通知するものとする。

（給付金の支給）

第8条 知事は、前条により給付金の支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対して、通知した日から起算して30日以内に給付金を支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第9条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、給付金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定者が、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 支給決定者が、第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により支給決定の取消しをした場合において、すでに給付金を支給しているときは、期限を定めて、支給した給付金の全額を返還するよう命ずるものとする。

2 事業者は、第1項の規定により給付金の交付の決定が取り消された場合において、給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。

4 事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

6 知事が第6条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、千葉県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 本事業の給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならな

い。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行する。